主 文

特許庁が昭和三二年抗告審判第二、六二八号事件について昭和三六年五 月八日にした審決を取り消す。訴訟費用は被告の負担とする。

事 実

第一 請求の趣旨主文と同旨の判決を求める。

第二 請求の原因

二、ところが、特許庁は、右抗告審判の請求に対し、共有にかかる特許権について特許無効の審決を受けた場合にその審決を破棄すべきかどうかは特許を受ける権利を共有する全員につき合一にのみ確定すべきものであるから、この抗告審判の請求は権利者全員が共同して提起することを要するところ、原告会社だけが請求人になつている本件抗告審判の請求は不適法であるとして、昭和三六年五月八日請求却下の審決をし、その審決の謄本は、同月一七日原告会社に送達された。

したがつて、原告会社が単独でした抗告審判の請求は不適法とされるべきものではなく、本件抗告審判においては、原告会社とBとを当事者として審理すべきであったわけである。ところがことここにいでず、原告会社の本件抗告審判の請求を不適法として却下した本件審決は、違法であり取消を免れない。

なお、Bは、本訴の提起についても共同しないが、原告会社による単独の本件抗告審判の請求が適法でありその効力がBに及ぶとの前述の理由と同様の理由によつて、本訴提起の効力もBに及び共同原告となるものである。

よつて、請求の趣旨のとおりの判決を求める。

第三被告の答弁

- ー 本案前の申立
- (一) 本件訴を却下するとの判決を求める。
- (二) 本件は、原告会社とBとの共有名義にかかる特許権についての特許無効

の抗告審判の審決に対する審決取消の訴であつて、右両名について合一にのみ確定すべきいわゆる固有必要的共同訴訟であるから、右両名が共同して訴を提起し原告とならなければならない。ところが、本件訴状にはBの記名なつ印がないばかりでなく、訴訟代理人に対する訴訟委任状の提出もされていない。したがつて、Bと共同してされていない原告会社の本訴は、当事者適格を欠くものの提起にかかりと共高とであるから、却下されるべきである。なお、原告会社は、特許権の共有者としてあるBにも効力がある旨主張しているけれども、こした本訴の提起が他の共有者であるBにも効力がある旨主張しているけれども、にした後の訴訟行為が他の共有者にも効力を有することとを混同するもので、誤りである。また、本訴提起が保存行為となるとしてもBの意思に反してまで本訴を提起することは許されない。

ニ 本案の答弁

(一) 「原告らの請求を棄却する。訴訟費用は原告らの負担とする。」との判決を求める。

(二、) 請求原因第一、二項の事実は、共有持分の息を争うほか、できない。 言語 三項の事実は、共有持分の割合の点を争うほかを録録である。 同第三項の点を争う。本件特許権は原告会社ととの共有と審判の高を争う。本件特許を表表に対するのにあるのである。この特許とない。このも、このの事を無効とない。 この時期は、共適時間にのみである。この時期は、大道の表別では、大道の表別では、大道の表別では、大道の表別である。との表別である。との表別である。との表別である。との表別である。との表別である。との表別である。との表別である。といるの共同ととの共適時である。といるの共同の計算を表別である。といるの共同の計算を表別である。といるの共同の計算を表別である。といるの共同の計算を表別である。といるの共同の計算を表別である。といるの共同の計算を表別である。といるの共同の計算を表別である。といるの共同の計算を表別である。といるの共同の計算を表別である。といるの共同の計算を表別である。といるの共同の計算を表別である。といるの共同の計算を表別である。といるの共同の計算を表別である。といるの共同の言葉を表別であるといるの意思に反の意思に反いたの意思に反いたの意思に反いたの意思に反いたの意思に反いたの意思に反いた。

第四証拠

原告会社は、甲第一号証、第二号証の一ないし八を提出し、被告は、甲号各証の成立をすべて認めた。

理中

ー 本案前の申立について

(要旨第二)成立について争のない甲第一号証(昭和三二年抗告審判第二、六二八号事件の審決謄本)によれば、本訴に〈/要旨第二〉おいて取消を求められている本件抗告審判の審決は、原告会社(抗告審判請求人)と被告(抗告審判被請求人)と被告(抗告審判被請求人)と被告(抗告審判被請求人)とおり、と被告(抗告審判を表してなされていて、Bは当事者とされていないことが明らかである。とまるが、特許法第一七八条の規定によれば、審決に対する訴は、当事者になってあるが、特許法第一七八条の規定によれば、審決に対する訴は、当事者になってあるから、本件抗告審判の審決の当事者になっている原告会社が日とができるのであるができることがの事者になって、本件特許によるである。とれている原告会社が日とともである。したがつて、本件特許は適法であって被告の本案前の申立は理由がないとともに、本訴提起の効力がに及び共同原告となるむねの原告会社の主張もまた採用することができない。

- 二 そこで、原告会社の本訴請求の当否について判断する。
- (一) 本件特許権についての特許庁における審判手続の経緯および審決の内容 が請求の原因第一、二項において原告会社の主張するとおりであることは、当事者 間に争がない。
- (二) 本件特許権は原告会社とBの共有名義にかかるところ、被告から右両名を被請求人とする特許無効審判において昭和三二年一一月四日本件特許を無効とする審決がされ、その審決の謄本がその頃原告会社に送達されたので、原告会社は、この審決を不当として同年一二月二六日抗告審判の請求をし、その手続中抗告審判請〈要旨第一〉求人にBの表示が追加されたわけであるが、共有にかかる特許権につ

いてその権利者を一方の当事者とする〈/要旨第一〉特許無効の審判またはその抗告審 判においては、その共有者の全員が共同して一方の当事者となることを要し、また 共有者に対する審決はその全員について合一に確定することを必要とするのであつ て、民事訴訟法にいわゆる必要的共同訴訟に該当すべき場合であるから、その一人 のした審判に関する行為は、その全員の利益においてその全員のため効力を生ずべ き筋合であると解される。そして、抗告審判手続の審判手続に対する関係は、現行 特許法施行の昭和三五年四月一日以前にかかる本件の場合に適用のある旧特許法第 条の二の「審判二於テ為シタル手続ハ抗告審判二於テモ其ノ効カヲ有スーと の規定からもうかがえるように、審判における基礎資料を前提としながら抗告審判 で収集した新しい資料を追加して事件の再審理をし、不服の主張の当否を判断する にあるから、民事訴訟における第一審と控訴審のように、いわゆる続審的関係にあ り、事件について上級審の判断がされるものである。したがつて、審判における共 同被請求人の一人である原告会社のした本件抗告審判の請求は、他の共同被請求人 であるBにも利益な行為としてその効力を生ずべきものであるから、原告会社が単 独でした本件抗告審判の請求もこれを不適法ということはできない。もし、そうでないとすれば、共同当事者の全員に利益な行為も、その一人がこれをしない限り、 他の者は審判手続において自己の権利の伸張防禦をしえないという不当な結果を生 ずることになる。

なお、ここで、右抗告審判の請求がBに利益かどうかについて、Bは、本件特許が、初審審決の認めているようにBの単独発明にかかるものとして、無効とBは、本代をおいて認容される結果になっても、原告会社の権利がなることがであるには、あらためて旧特許法第一一条の規定による正当権利者とないとの主張がでは、あられるとして〈要旨第三〉も、もともと、必要的共同訴訟の審判において共同訴訟の一人の訴訟行為が全員の利益においてのみ効力を〈/要旨第三〉生ずるものとされるのは、合一確定の必要上、訴訟資料の統一をはかり、か客観のできるにあるから、利益かどうかは、中国訴訟の全過もあるのは、合一確定の必要上、訴訟資料の統一をはかりにきめるべきものによったもない。とが利益にあるというが表しかも一般に、敗れたものにとつてこれをくつがえまたのときもあり、したが利益であるというまでもない。したが可であるというまでもない。したが利益であるというまでもない。したが利益であるというできてある。

また、被告は、必要的な共同当事者の一人がした審判に関する行為で全員に利益なものが他の共同当事者について効力を生ずるのは、共同当事者の全員が共同して適法な抗告審判の請求をした後の審判手続においてだけであると主張する。けれども、開始された訴訟または審判手続の発展において、前審で敗れたものがこれをくつがえすために、上級審に、上訴しまたは抗告審判の請求をすることは一連の手続の過程における共同当事者全員に利益な行為として、その全員のため共同当事者の一人によつても、有効にすることができると解すべきであつて、これと反対の被告の見解は採用することができない。

三 右のとおりであつて、原告会社のした本件抗告審判の請求は、必要的な共同 当事者であるBにもその効力が及び、したがつて、適法であることが明らかである から、これを不適法として却下した本件審決は、失当として取消を免れず、この限 りにおいて、原告の本訴請求は理由がある。よつて、これを認容すべきものとし、 訴訟費用の負担については民事訴訟法第八九条に従い、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 関根小郷 裁判官 入山実 裁判官 荒川秀一)